

第1 公序良俗（変更）

民法第90条

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

（改正前民法90条）

公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

改正前民法90条に関する裁判例は、公序良俗に反するかどうかの判断にあたって、単にどのような事項を目的としているかのみに着目しているわけではなく、法律行為が行われた過程、当事者が法律行為を行おうとした動機、法律行為がなされたときの態様その他の事情を総合考慮して決せられていた。そこで、公序良俗に反する事項を目的としているかどうかのみならず、その他の事情を総合考慮することを要件化させることとした。